

酒類販売管理者制度に関する Q & A

「酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行」及び「酒類の適正な販売管理の確保」を図ることを目的とした酒税法等の一部改正法が平成 29 年 6 月 1 日から施行されます。

酒類小売業者は、「酒類販売管理研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任すること」、「酒類販売管理者に 3 年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させること」及び「標識を掲示すること」が義務化されています。

本 Q & A は、新たな酒類販売管理者制度の内容について理解を深めていただくよう、Q & A としてまとめています。

平成 29 年 5 月

国税庁 酒税課

凡例

本Q&Aで使用する用語の意義は、次のとおりです。

- 改正法・・・・・・・・酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第57号)
- 組合法・・・・・・・・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)
- 施行規則・・・・・・・・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則(昭和28年大蔵省令第11号)
- 法令解釈通達・・酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について(法令解釈通達)(平成11年6月25日課酒1-36ほか4課共同(最終改正平成29年3月31日))
- 事務運営指針・・酒類の適正な販売管理の確保等について(事務運営指針)(平成15年7月1日課酒1-41ほか2課共同(最終改正平成29年5月31日))
- 研修・・・・・・・・組合法第86条の9《酒類販売管理者》第1項に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修(酒類販売管理研修)
- 定期研修・・・・・・・・組合法第86条の9《酒類販売管理者》第6項に規定する3年を超えない期間ごとに受講する研修
- 研修実施団体・・組合法第86条の9《酒類販売管理者》第1項に規定する財務大臣から指定を受けた団体
- 選任届出書・・・・施行規則別紙様式第11の9による酒類販売管理者選任届出書
- 解任届出書・・・・施行規則別紙様式第11の9による酒類販売管理者解任届出書

《目次》

1. 改正関係

1	平成 29 年 6 月から酒類販売管理者制度が変わったが、その概要如何。	・・・	1
2	研修義務化に伴い、これに違反した場合は罰則等の適用はあるのか。	・・・	1
3	平成 29 年 6 月の改正法施行において、研修義務化に伴う受講期限の猶予や経過措置はないのか。	・・・	2

2. 酒類販売管理研修

4	新規免許を受ける場合、研修の受講は必要か。	・・・	3
5	研修を受講し、酒類販売管理者として 2 年間従事した後、社内間異動で別の店舗に異動となり、異動後の店舗でも酒類販売管理者となる場合、改めて研修を受講させなければならないか。	・・・	3
6	研修を受講済みの者が、酒類販売管理者として従事していた会社を辞めて別の会社に就職し、別の会社でも酒類販売管理者となる場合、改めて研修を受講させなければならないか。	・・・	3
7	研修実施団体に加入していなくても、当該団体主催の研修を受講できるか。	・・・	3
8	研修の開催場所や開催日時が分からないが、どこで教えてもらえるのか。	・・・	3

3. 酒類販売管理者の選任

(共通)

9	「酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任する」とされているが、従事する程度は問わないのか。	・・・	4
10	酒類販売管理者には、長期にわたって継続して勤務しているアルバイト等を選任することができるか。	・・・	4
11	組合法第 86 条の 9 に規定する「使用人その他の従業者」に派遣を受けている者を含む（法令解釈通達第 86 条の 9 第 1 項関係の 3）理由如何。また、派遣を受けている者を酒類販売管理者に選任することができるか。	・・・	5
12	酒類販売管理者が長時間不在となる場合、責任者を指名して配置するよう指導することとされているが、販売管理の実効性を高めるためには、酒類販売管理者を常駐させることが望ましいのではないか。	・・・	5
13	酒類販売管理者が長時間不在となる場合、責任者を指名して配置するよう指導することとされているが、「長時間」とはどれぐらいか。また、責任者は酒類販売管理者と同等の能力等を有した者であることを要するか。	・・・	6
14	酒類の製造場において小売を行う製造業者（製造免許のみ）は、酒類販売管理者を選任する必要があるか。また、小売を行わない販売業者（小売もできる免許）は、酒類販売管理者を選任する必要があるか。	・・・	6

15	休止申告を提出している販売場であっても「酒類販売管理者」を選任しなければならないのか。	・・・	6
16	同一販売場において、従業員全員に研修を受講させ、酒類販売管理者を複数名選任することができるか。	・・・	7
17	酒類の自動販売機による営業のみを行っている酒類小売業者であっても、研修の受講及び酒類販売管理者の選任義務はあるか。	・・・	7
18	全国に酒類の販売場を多数有している場合、これら全ての販売場の選任届出書に代表者印を押印するには相当の時間と労力がかかるので、販売場の店長等名で選任届出書を作成してもよいか。	・・・	7

(移転・相続等)

19	酒類販売場が移転した場合、選任届出書を再提出する必要があるか。	・・・	8
20	酒類販売管理者が欠けるに至った場合には、新たな酒類販売管理者を「速やかに選任」しなければならないことになるが、「速やかに」とはどの程度の期間をいうのか。また、法改正により、「一月以内の選任」から「速やかに選任」とされたのはなぜか。	・・・	8
21	酒類販売業を相続した場合であって、これまでと同じ者が引き続き酒類販売管理者となるときは、改めて選任・届出をする必要があるか。	・・・	8

(期限付免許)

22	期限付酒類販売場の酒類販売管理者にも、研修を受講させなければならないのか。	・・・	9
23	期限付酒類販売場(小売)は、開設期間も短いので、酒類販売管理者の選任義務の免除あるいは既存販売場の酒類販売管理者との兼任(重複選任)を認めることとしてよいか。	・・・	9
24	期限付酒類小売業免許については、一般酒類販売場と同様に酒類販売管理者を選任し、選任届出書を提出することとなるが、免許期限経過後に解任届出書を提出しなければならないか。	・・・	9
25	スーパーで輸入酒フェア(年6回)を開催する場合、期限付酒類小売業免許を申請することになるが、酒類販売管理者の選任・届出は最初の申請時に行い、2回目からは変更があった場合に行うこととして差し支えないか。	・・・	10
26	みりん小売業免許のみを有するスーパーが、当該施設内で期限付免許を取得して輸入酒フェア(期限付免許)を開催する場合、みりん小売業免許で選任されている酒類販売管理者とは別に酒類販売管理者を選任する必要があるか。	・・・	10

(特殊小売業免許)

27	同一建物内に、「店売り」と「通販」の2つの免許場を有する場合、それぞれの免許場において酒類販売管理者を選任する必要があるか。	・・・	10
----	--	-----	----

28	駅構内の売店では、パート、アルバイト等が交代で従事している現状なので、売店の従事者ではなく、地区責任者を酒類販売管理者に選任することはできないか。	・・・	11
29	薬用酒（医薬品）の販売場について、酒類販売管理者を選任しなくても差し支えない理由如何。	・・・	11

4. 標識の掲示

30	標識はどこで入手できるのか。また、どこに掲示したらよいか。	・・・	12
31	「標識の掲示の義務化」に当たり、記載事項である研修受講年月日を失念したが、どうすればよいか。	・・・	12
32	期限付酒類販売場においても標識の掲示が必要か。	・・・	12
33	カタログ等を利用した販売を行う場合にも酒類販売管理者名等の表示が必要か。	・・・	12
34	電車内等で酒類の販売を行う場合、どこに標識を掲示したらよいか。	・・・	12
35	標識の大きさについて決まりはあるか。	・・・	13
36	標識の掲示は1か所でよいか。	・・・	13

5. 研修実施団体関係

（共通）

37	酒類小売業者等から、「研修の受講申込み」や「標識の掲示」に当たり、記載事項である研修受講年月日等を失念した旨の照会があったが、当団体では受講実績がない場合（不明な場合）、どのように対応したらよいか。	・・・	14
38	研修義務化に伴い、受講申込者が定員を超過した場合はどう対応すればよいか。	・・・	14
39	研修対象者を組合員のみ限定したいと考えているが問題はないか。	・・・	14
40	受講を制限する場合の「正当な理由」とは何か。	・・・	14
41	研修を2か月に1回程度実施しない場合、罰則等が適用されるか。	・・・	15
42	研修講師が話す内容を録画した映像（3時間程度に編集したもの）を会場内へ流す方法により、研修を実施してもよいか。	・・・	15

（講師）

43	研修を開催する研修実施団体に所属していない者を研修講師として招くことができるか。	・・・	15
44	研修実施団体の研修講師は、定期的に研修講師講習を受講する必要があるか。	・・・	16
45	コア講師講習又は研修講師講習の受講をもって、研修を受講したこととなるか。	・・・	16
46	一人の者を複数の研修実施団体の研修講師として重複選任することは可能か。	・・・	16
47	研修講師講習の講師になるための要件はあるか。	・・・	17

(受講手数料)

48	受講手数料について、構成員と構成員以外とで金額に差を設けてもよいか。	・・・	17
49	受講手数料について、免許区分により金額に差を設けてもよいか。	・・・	17
50	公益法人等又は人格なき社団等が研修実施団体となる場合において、当該団体が受け取る受講手数料は、法人税の課税対象となるか。	・・・	17
51	研修を共催する場合における受講手数料収入及び費用の会計処理について、特段の定めはあるか。	・・・	17
52	受講者数が計画と大幅に異なる等の理由により、利益又は損失が発生した場合には、年度の途中であっても受講手数料を変更してよいか。	・・・	18
53	研修実施団体が開催する研修に係る受講料は、消費税法上の「国等の手数料等」に該当し、非課税とならないのか。	・・・	18

(研修受講証の発行)

54	酒類販売管理者以外の者が受講した場合にも研修受講証を発行するのか。	・・・	18
55	複数の研修実施団体が共催で研修を行う場合、研修受講証は連名で発行するのか。	・・・	18
56	社内異動により担当する店舗が変更となった酒類販売管理者に対し、異動後の店舗を選任販売場として研修受講証を再発行すべきか。	・・・	18

1. 改正関係

問1 平成29年6月から酒類販売管理者制度が変わったが、その概要如何。

(答) 酒類は、致酔性や習慣性を有するなど社会的に配慮を要するものであること及びアルコール健康障害の発生等の防止への配慮を求める国内外の動き等を踏まえ、酒類の適正な販売管理の確保を図る観点から、議員立法による法改正が行われ、平成29年6月より、以下が義務化されている。

① **研修の義務化**

⇒ 研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければならない。

② **定期研修の義務化**

⇒ 3年を超えない期間ごとに、酒類販売管理者に定期研修を受講させなければならない。

③ **標識掲示の義務化**

⇒ 販売場ごとに、販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名、研修受講事績等を記載した標識を掲示しなければならない。

問2 研修義務化に伴い、これに違反した場合は罰則等の適用はあるのか。

(答) 酒類小売業者に対する罰則等の適用関係は以下のとおり。

なお、組合法上で罰金刑に処せられた場合は、酒税法の規定に基づき、製造免許及び販売業免許の取消し要件に該当することとなる。

① **研修の義務化**

⇒ 過去3年以内に研修を未受講の者を酒類販売管理者として届け出た場合は、選任の要件を満たしておらず、「選任義務違反」となり、50万円以下の罰金（組合法第98条二の二《罰則》）となる。

なお、選任の届出を怠った場合には、10万円以下の過料（組合法第101条十二）となる。

② **定期研修の義務化**

⇒ 3年ごとに研修を受講させていない場合は、「勧告」・「命令」を経て、「命令違反」となり、50万円以下の罰金（組合法第98条二の三《罰則》）となる。

③ **標識掲示の義務化**

⇒ 罰則規定なし。

ただし、標識の掲示は組合法上の義務であり、これを遵守していない場合には、組合法第86条の9第5項（酒類の販売業務に関する法令の規定に違反した場合）の規定により、酒類販売管理者の解任勧告の対象となりうる。

問3 平成29年6月の改正法施行において、研修義務化に伴う受講期限の猶予や経過措置はないのか。

(答) 平成29年6月1日の改正法施行に当たり、以下の経過措置を設けている。

① **研修の義務化**

- ・ 改正法施行前に、酒類販売管理者を選任して届け出ている場合（研修を未受講）
⇒ 受講期限：平成29年8月31日まで（3か月延長）（組合法附則第5条第2項）
（注）改正法施行後は、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任。

② **定期研修の義務化**

- ・ 改正法施行日から6か月を経過する日までに、前回の研修受講日から3年を経過する日が到来する酒類販売管理者
⇒ 受講期限：平成29年11月30日まで（6か月延長）（施行規則附則第2条）

③ **標識掲示の義務化**

- ・ 改正法施行時に研修を未受講の酒類販売管理者に係る標識の記載事項
⇒ 「酒類販売管理者の氏名」及び「販売場の名称及び所在地」
（施行規則附則第3条）
（注）研修受講までの間は、「最終研修受講年月日」、「研修実施団体名」及び「次回研修の受講期限」の記載は不要。

2. 酒類販売管理研修

問4 新規免許を受ける場合、研修の受講は必要か。

(答) 酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任する必要があるため、酒類販売管理者に選任を予定している者に、研修を受講させる必要がある。

なお、当該選任は、「酒類の販売業務を開始するときまで」に行う必要がある。

問5 研修を受講し、酒類販売管理者として2年間従事した後、社内間異動で別の店舗に異動となり、異動後の店舗でも酒類販売管理者となる場合、改めて研修を受講させなければならないか。

(答) 過去3年以内に研修を受講させていれば、改めて研修を受講させる必要はない。

なお、異動前の店舗においては、速やかに新たな酒類販売管理者を選任しなければならない。

(注) 酒類販売管理者の選任の要件として、過去3年以内に研修を受講した者を選任する必要がある。(施行規則第11条の8五)

問6 研修を受講済みの者が、酒類販売管理者として従事していた会社を辞めて別の会社に就職し、別の会社でも酒類販売管理者となる場合、改めて研修を受講させなければならないか。

(答) 過去3年以内に研修を受講させていれば、改めて研修を受講させる必要はない。

(注) 酒類販売管理者の選任の要件として、過去3年以内に研修を受講した者を選任する必要がある。(施行規則第11条の8五)

問7 研修実施団体に加入していなくても、当該団体主催の研修を受講できるか。

(答) 受講することができる。

ただし、定員数が埋まっている場合等があるので、詳しくは、研修実施団体にお問合せいただきたい。

問8 研修の開催場所や開催日時が分からないが、どこで教えてもらえるのか。

(答) 研修の開催場所や開催日時については、研修実施団体のホームページや掲示板等で公表するとともに、国税庁及び国税局のホームページでも公表している。

3. 酒類販売管理者の選任

(共通)

問9 「酒類小売業者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任する」とされているが、従事する程度は問わないのか。

(答) 例えば、単に酒類売場の責任者のポストに就いているだけで、実際に「酒類の販売業務」に従事しない又は販売場にほとんど顔を出さないような者は「従事」しているとはいえない。

(注) 1 「酒類の販売業務」とは、酒類の小売販売場において行う酒類の販売（スーパーマーケット等のレジにおいて酒類の代金の決済を行うことを含む。）又は酒類の陳列、管理及び商品説明等の業務をいう。（法令解釈通達第86条の9第1項関係の2）

2 酒類販売管理者については、過去3年以内に研修を受講しており、かつ、販売場における酒類の販売業務について責任をもって管理できる立場にある者（店長、酒類売場の責任者等）を選任するよう指導することとしている。（事務運営指針第3の1(1)ハ）

問10 酒類販売管理者には、長期にわたって継続して勤務しているアルバイト等を選任することができるか。

(答)

1 酒類販売管理者は、酒類小売業者に引き続き6か月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者の中から選任することとしており（施行規則第11条の8三）、引き続き6か月以上継続して雇用されることが予定されている者であれば、雇用形態（正社員であるか否か）は問わない。

2 したがって、引き続き6か月以上継続して雇用されることが予定されている者であれば、パート、アルバイト、契約社員（派遣社員とは異なる）等であっても酒類販売管理者に選任することができる。

なお、短期間の雇用契約がその都度反復更新されている者で、これまでの更新状況から6か月以上の勤務（更新）が見込まれる者についても、酒類販売管理者に選任することとして差し支えない（20歳以上の者を選任する必要があることに留意する。）。

(注) スーパーやコンビニエンスストアの従事者には、雇用形態上、1～3か月の短期間契約のパート等が含まれており、実際には都度更新して6か月以上の継続勤務をしている場合が多いことから、こうした者についても酒類販売管理者として選任することは可能である。

3 ただし、酒類の適正な販売管理の確保の観点から、正社員がいる場合には正社員を選任することが望ましい。

問 11 組合法第 86 条の 9 に規定する「使用人その他の従業者」に派遣を受けている者を含む（法令解釈通達第 86 条の 9 第 1 項関係の 3）理由如何。また、派遣を受けている者を酒類販売管理者に選任できるか。

（答）

- 1 派遣を受けて酒類の販売業務に従事している者は、派遣元との間に雇用契約があるものの、労働者派遣契約に定められた業務の範囲内で派遣先（酒類小売業者）の指揮命令に服すこととなっているので、当該派遣先の酒類販売管理者の指導の対象に含むことを明記したものである。
- 2 酒類販売管理者は、引き続き 6 か月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者の中から選任する必要があるため、派遣を受けた者については、酒類小売業者との間に雇用関係は存在しないことから、派遣期間の長短を問わず、酒類販売管理者になることはできない。

問 12 酒類販売管理者が長時間不在となる場合、責任者を指名して配置するよう指導することとされているが、販売管理の実効性を高めるためには、酒類販売管理者を常駐させることが望ましいのではないか。

（答）

- 1 酒類販売管理者の役割は、酒類の販売業務に関し、酒類小売業者に対する助言又は従業員等に対する指導を行い、販売場における酒類の適正な販売管理体制を整備することである。
- 2 したがって、酒類の適正な販売管理の実効性を高めるためには、酒類販売管理者が可能な限り常駐することが望ましいが、現実問題として一人の酒類販売管理者が店舗に常駐することは困難（休暇取得、仕入れや営業等のため店を空けることさえできないこととなる。）であり、酒類販売管理者の負担が過重となることから、常駐までは求めないこととしている。
- 3 なお、酒類販売管理者が販売場に長時間不在となる場合は、その間の酒類の適正な販売管理を確保する観点から、酒類販売管理者に代わる「責任者」の指名・配置を指導することとしている。

問 13 酒類販売管理者が長時間不在となる場合、責任者を指名して配置するよう指導することとされているが、「長時間」とはどれぐらいか。また、責任者は酒類販売管理者と同等の能力等を有した者であることを要するか。

(答)「長時間」とは、おおむね2～3時間を超える時間がこれに当たると考えている(昼休み等で店番を頼む程度であれば責任者の指名は不要。)

また、「責任者」の指名は、酒類販売管理者が長時間不在となる場合の措置であり、研修を受講した酒類販売管理者と同程度の知識までも求めるものではなく、酒類販売管理者が酒類の販売業務に関する助言又は指導した者の中から、適切と思う者を指名すればよいものである。

例えば、24時間営業、年中無休の店舗で営業時間中に酒類販売管理者が長時間不在となる、あるいは休暇を取ることが明らかな場合には、あらかじめ責任者を指名しておく必要がある。

問 14 酒類の製造場において小売を行う製造業者(製造免許のみ)は、酒類販売管理者を選任する必要があるか。また、小売を行わない販売業者(小売もできる免許)は、酒類販売管理者を選任する必要があるか。

(答)酒類販売管理者の選任(酒類小売業者)は、「酒類製造業者又は酒類卸売業者であって酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む」(組合法第86条の9第1項かっこ書き)ため、

- ・ 製造場において小売を行う製造業者(製造免許のみ)は、必要
- ・ 小売を行わない製造業者・卸売業者については、不要となる。

問 15 休止申告を提出している販売場であっても「酒類販売管理者」を選任しなければならないのか。

(答)休業中の販売場については、酒類販売管理者を選任する必要はない。

ただし、販売業を再開するときには、その再開までに、酒類の販売業務に従事する予定の者であって、かつ、過去3年以内に研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任しなければならない(さらに、選任後2週間以内に選任届出書を提出する必要がある)。

問 16 同一販売場において、従業員全員に研修を受講させ、酒類販売管理者を複数名選任することができるか。

(答)

- 1 一の販売場において選任される酒類販売管理者は一人であり、複数名選任することはできない。(事務運営指針第3の1(1)ハ)
- 2 酒類販売管理者以外の酒類の販売業務に従事する者に研修を受講させることは酒類の適正な販売管理体制を確保する上で有効であり、これらの者の受講については個々の酒類小売業者の自主的な判断に委ねることになる。

問 17 酒類の自動販売機による営業のみを行っている酒類小売業者であっても、研修の受講及び酒類販売管理者の選任義務はあるか。

(答) 酒類販売管理者は、販売場ごとに選任しなければならないものであり、自動販売機による営業のみを行っている販売場についても、酒類の販売を行っている限りは、研修を受講した者の中から選任しなければならない。

問 18 全国に酒類の販売場を多数有している場合、これら全ての販売場の選任届出書に代表者印を押印するには相当の時間と労力がかかるので、販売場の店長等名で選任届出書を作成してもよいか。

(答) 事前に「酒税申告、申請等事務代理人届出書」を販売場の所轄税務署に提出している販売場については、事務代理人の名前で届出を行うことができる(酒類販売管理者の選任は代表者が行うが、選任届出書の作成については事務代理人が行うことができる。)

(移転・相続等)

問 19 酒類販売場が移転した場合、選任届出書を再提出する必要があるか。

(答) 酒類小売業者は、販売場ごとに酒類販売管理者を選任しなければならないが、販売場が移転した場合には、移転先の販売場において改めて選任届出書を提出することを要さない(酒類販売管理者に変更があった場合を除く。)

(理由) ① 選任義務者である酒類小売業者に変更がないこと。

② 酒類販売管理者の社内間異動(転勤)の場合と異なり、酒類販売管理者は選任された販売場(酒類販売業務の機能全体)と一体となって異動するものであること。

③ 販売場の移転許可は税務署長が行うものであること。また、移転の事実を税務署が把握できること。

(注) 1 移転に伴い、酒類販売管理者が変更された場合には、解任届出書及び(新任の者の)選任届出書の提出を要する。

2 酒類販売管理者が社内間異動により別の店舗の酒類販売管理者に選任された場合は、異動元の店舗において、解任届出書を提出の上、異動先の店舗において選任届出書の提出を要する。

問 20 酒類販売管理者が欠けるに至った場合には、新たな酒類販売管理者を「速やかに選任」しなければならないことになるが、「速やかに」とはどの程度の期間をいうのか。また、法改正により、「一月以内の選任」から「速やかに選任」とされたのはなぜか。

(答)

1 酒類販売管理者が退任するなど、酒類販売管理者が欠けるに至った場合には、販売場において酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を「速やかに」に選任しなければならない。

この場合における「速やかに」とは、酒類小売業者にとって可能な限り早い時期をいう。

2 より一層の酒類の適正な販売管理の確保等の要請から、研修の義務化という法改正に至った背景を踏まえ、酒類販売管理者が欠けるに至った場合、こうした状態はできるだけ早期に解消する必要があるとの考え方の下、「一月以内の選任」から「速やかに選任」することされたものである。

問 21 酒類販売業を相続した場合であって、これまでと同じ者が引き続き酒類販売管理者となるときは、改めて選任・届出をする必要があるか。

(答) 酒類販売管理者は酒類小売業者が販売場ごとに選任するものであり、相続した者は、「酒類販売業の相続適格通知書」受領後、「速やかに」、販売場において酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から酒類販売管理者を選任し、選任後2週間以内に税務署に選任届出書の提出を行う必要がある。

(期限付免許)

問 22 期限付酒類販売場の酒類販売管理者にも、研修を受講させなければならないのか。

(答) 法令上、酒類販売管理者は販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者であって、研修を受講した者の中から選任する必要がある。

酒類販売管理者制度は、酒類の適正な販売管理の確保等を目的としており、これは短期間の酒類販売であっても同様であることから、期限付酒類販売場の酒類販売管理者についても、研修を受講した者の中から選任する必要がある。

問 23 期限付酒類販売場(小売)は、開設期間も短いので、酒類販売管理者の選任義務の免除あるいは既存販売場の酒類販売管理者との兼任(重複選任)を認めることとしてよいか。

(答)

- 1 一般の酒販店と同様、期限付の酒類販売場についても酒類の適正な販売管理の確保を図ることが必要な場所であり、制度の趣旨からみても当然に酒類販売管理者を選任する必要がある。
- 2 複数の販売場において同時に酒類を販売している以上、通常は、いずれの販売場においても、販売業務に従事する者がいるはずであり、一人の酒類販売管理者が複数の販売場の酒類販売管理者を兼任することなく、各販売場において従事する者の中から選任する必要がある。
- 3 ただし、例えば、本来の販売場の近隣で行われる一週間程度の短期間の出店の場合(本来の販売場で選任されている酒類販売管理者が当該期限付販売場にほぼ常駐している場合に限る。)については、適正な酒類の販売管理の確保を図りつつも、酒類小売業者の過重な負担とならないような配慮も必要と考えられるので、酒類販売管理者を重複して選任しても差し支えないものと取り扱う。
なお、この場合、本来の販売場には当然「責任者」が指名されることになる。

問 24 期限付酒類小売業免許については、一般酒類販売場と同様に酒類販売管理者を選任し、選任届出書を提出することとなるが、免許期限経過後に解任届出書を提出しなければならないか。

(答) 期限付免許については、免許の期限を経過することにより免許の効力が自然消滅するものであり、当該酒類販売管理者を解任したわけではないことから、解任届出書の提出は要さない。

問 25 スーパーで輸入酒フェア（年6回）を開催する場合、期限付酒類小売業免許を申請することになるが、酒類販売管理者の選任・届出は最初の申請時に行い、2回目からは変更があった場合に行うこととして差し支えないか。

（答）差し支えない。

なお、酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事している者であって、研修を受講した者の中から選任する必要がある。

問 26 みりん小売業免許のみを有するスーパーが、当該施設内で期限付免許を取得して輸入酒フェア（期限付免許）を開催する場合、みりん小売業免許で選任されている酒類販売管理者とは別に酒類販売管理者を選任する必要があるか。

（答）酒類販売管理者は、販売場ごと（通常の場合、免許場所ごと）に選任されるべきものであるが、これら2つの販売場が、場所的にも酒類販売業の運営上も一体であると認められる場合で、かつ、みりんの販売場で選任されている酒類販売管理者が、輸入酒フェア会場の酒類の販売業務にも従事するのであれば、改めて酒類販売管理者を選任しなくても差し支えないものとして取り扱う。

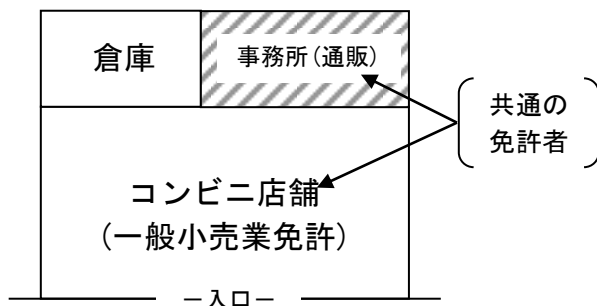
なお、酒類販売管理者は、研修を受講した者の中から選任する必要がある。

（特殊小売業免許）

問 27 同一建物内に、「店売り」と「通販」の2つの免許場を有する場合、それぞれの免許場において酒類販売管理者を選任する必要があるか。

（答）酒類販売管理者の選任は「販売場」ごとに行う必要があるが、「店売り」と「通販」の2つの免許場が、例えば下図のように、場所的にも酒類販売業の運営上も一体であると認められる場合には、両方の販売場において酒類の販売業務に従事する者を酒類販売管理者に選任しても差し支えない。

なお、この場合であっても、選任届出書は、それぞれの免許場において提出する必要がある。



問 28 駅構内の売店では、パート、アルバイト等が交代で従事している現状なので、売店の従事者ではなく、地区責任者を酒類販売管理者に選任することはできないか。

(答) 酒類販売管理者は、販売場ごとに、酒類の販売業務に従事している者であって研修を受講した者の中から選任する必要がある。

したがって、質問にある地区責任者が売店において酒類の販売業務に従事していない場合は、酒類販売管理者に選任することはできない（売店での従事者を酒類販売管理者に選任する必要がある。）。

(注) 短期間の雇用契約がその都度反復更新されている者で、これまでの更新状況から6か月以上の勤務（更新）が見込まれる者については、酒類販売管理者に選任することとして差し支えない。

問 29 薬用酒（医薬品）の販売場について、酒類販売管理者を選任しなくても差し支えない理由如何。

(答) 薬用酒（医薬品）の販売場については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定により都道府県知事の許可を要するが、酒類小売業免許を受ける必要はないこととして取り扱っていることから、酒類販売管理者を選任しなくても差し支えないとしているものである。

(注) 1 現在の免許区分には、薬用酒の販売業免許はない。

2 酒類販売管理者の選任を要しないことから、研修の受講も必要ない。

4. 標識の掲示

問 30 標識はどこで入手できるのか。また、どこに掲示したらよいのか。

(答) 標識については、国税庁のホームページにひな型を掲載している。

研修受講証等に基づいて必要事項を入力の上、印刷し、販売場の公衆の見やすい場所に掲示する必要がある。

ただし、販売場に掲示する標識は、記載されている内容を容易に認識できるものである必要があることから、文字のポイントは過度に小さなものにならないよう留意する。

また、研修実施団体によっては、研修受講証と一体になっている標識（上段：受講証、下段：標識）の交付を検討していると聞いている。

当該標識が国税庁のホームページのひな型及び記載事項に準じている場合は、研修実施団体が交付した標識等を掲示して差し支えない。

問 31 「標識の掲示の義務化」に当たり、記載事項である研修受講年月日を失念したが、どうすればよいか。

(答) 研修を受講した研修実施団体にお問合せいただきたい。

問 32 期限付酒類販売場においても標識の掲示が必要か。

(答) 販売場ごとに掲示をする必要があることから、期限付酒類販売場においても標識の掲示が必要である。

問 33 カタログ等を利用した販売を行う場合にも酒類販売管理者名等の表示が必要か。

(答) カタログ等(インターネット等によるものを含む。)を利用した通信販売を行う場合、カタログ等の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名や研修の受講事績等の表示をする必要がある。

なお、通信販売とは、不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、インターネットその他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいう。

問 34 電車内等で酒類の販売を行う場合、どこに標識を掲示したらよいか。

(答) 例えば、ワゴンの側面や車販準備室の前など、電車内において、公衆の見やすい場所に掲示する必要がある。

問 35 標識の大きさについて決まりはあるか。

(答) 具体的な大きさについての決まりはないが、酒類の適正な販売管理の確保を図る観点からは、消費者が容易に認識できるように見やすい大きさを掲示することが望ましい。

問 36 標識の掲示は1か所でよいか。

(答) 酒類の適正な販売管理の確保を図る観点から、例えば、酒類売場の面積が著しく大きい場合、酒類売場を設置している階が複数ある場合、複数の酒類売場が著しく離れている場合、酒類売場の点在が著しい場合などは、複数の場所に掲示を行うことが望ましい。

5. 研修実施団体関係

(共通)

問 37 酒類小売業者等から、「研修の受講申込み」や「標識の掲示」に当たり、記載事項である研修受講年月日等を失念した旨の照会があったが、当団体では受講実績がない場合（不明な場合）、どのように対応したらよいか。

(答) 「研修受講申込書」や「標識」に記載する研修受講年月日は法定事項のため、照会があった場合には、研修実施団体において適切に回答（教示）していただく必要がある。

問 38 研修義務化に伴い、受講申込者が定員を超過した場合はどう対応すればよいか。

(答) 平成 29 年 6 月より、酒類販売管理者は、研修を受講した者の中から選任すること、3 年ごとに定期研修を受講することが義務化されたことから、受講申込者の増加が見込まれるが、会場の定員を超える申込みがあった場合は、先着順のほか、酒類販売管理者の選任が予定されている者又は受講期限の到来が近い者を優先して受講させるなど、合理的に対応する。

問 39 研修対象者を組合員のみ限定したいと考えているが問題はないか。

(答) 研修実施団体は、正当な理由なく受講を制限してはならない。(施行規則第 11 条の 12 五) これに違反した場合は、研修実施団体の指定の取消し要件に該当する。

(注) 研修の受講は法定された義務であり、研修は、対象者を制限することなく、実施日時、場所等を事前に公表し、研修受講希望者を募集し開催するのが原則である。

問 40 受講を制限する場合の「正当な理由」とは何か。

(答) 例えば、会場の規模や収容人数等により、定員を超える申込みに対し、受講を制限する場合がこれに該当する。

問 41 研修を2か月に1回程度実施しない場合、罰則等が適用されるか。

(答) 「研修を行うに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」(施行規則第11条の12二)とは、「研修を2か月に1回程度実施すると認められる組織及び能力を有すること」(法令解釈通達第86条の9第1項関係の7)と規定しており、これに該当しなくなったときは罰則の適用はないものの、施行規則第11条の13により指定の取消しの要件に該当することとなる。

(注) 1 平成29年6月の改正法施行により、研修の受講が義務化されたことから、研修を受講する機会がなく酒類販売管理者を選任できないといった事態が生じないよう計画的な研修実施を要請している。

2 2か月に1回程度の研修を計画していたものの、受講希望者が集まらなかったため、結果として2か月に1回程度実施しなかったとしても問題はない。

問 42 研修講師が話す内容を録画した映像(3時間程度に編集したもの)を会場内に流す方法により、研修を実施してもよいか。

(答) 研修は、研修講師講習の受講者等が研修講師となり実施するものである。

これは、多種多様な酒類の小売販売場において選任される多数の酒類販売管理者を対象として、酒類の販売業務に関して遵守することが必要な多岐に渡る法令等の知識を限られた時間で効率的かつ効果的に修得してもらうためには、一定の知識等を有する者が講師となって、直接講義を行う形式が最も適しているものと考えられたためである。

研修内容の一部に映像を取り入れることは差し支えないが、そのほとんどを映像で実施することは、上記の趣旨に反する上、研修の実効性確保の点からも望ましくない。

(講師)

問 43 研修を開催する研修実施団体に所属していない者を研修講師として招くことはできるか。

(答) 必要な研修内容の全てを研修講師が行った上で、その他の内容の一部について、外部の有識者や専門家を招聘して講義をしてもらうことまでも制限するものではないが、外部講師の招聘により研修受講料が高額となり、酒類小売業者に過重な負担を強いることにならないよう留意する。

なお、他の研修実施団体の研修講師を自己の団体の講師として研修を実施することは、予定していた講師の急病その他の緊急の事由による場合に限られている。(事務運営指針第5の6(6))

(注) 他の実施団体(例えば、連合会)と研修を共催する場合には、共催団体に属する全ての講師が研修講師となり得る。

問 44 研修実施団体の研修講師は、定期的に研修講師講習を受講する必要があるか。

(答) 研修講師は、初回研修及び3年ごとの定期研修を適切に実施できるよう、常に最新の知識を習得する必要があるため、毎年度、研修講師講習を受講すべきであるが、研修実施団体等が開催する関係法令についての説明会等に毎年度参加している場合は、当面の間、おおむね3年ごとの受講で差し支えない。

なお、研修実施団体に対しては、モデルテキストの改定版交付時などに併せて関係法令の改正内容等について説明を行うなど、適宜の方法により周知を図ることとしており、説明を受けた研修実施団体において、当該内容等について、自己の所属する研修講師に対して、説明会を開催するなどの方法により、説明・周知を行うよう指導することとしている。

問 45 コア講師講習又は研修講師講習の受講をもって、研修を受講したことになるか。

(答) 今般、研修が義務化されたが、この研修には、研修講師を対象とした研修等（コア講師講習及び研修講師講習（以下「コア講師講習等」という。））も含まれる。

なお、コア講師又は研修講師であっても、酒類販売管理者である場合は、3年を超えない期間ごとに、研修（コア講師講習等を含む。）を受講する必要があることに留意する。

(注) コア講師講習等は、（酒類販売管理）研修の内容のほか、講師としての意義や役割を幅広く習得させるため、一般の研修とは別に「研修の講師を務める者」を対象として実施するものである。

問 46 一人の者を複数の研修実施団体の研修講師として重複選任することは可能か。

(答)

1 当該団体の研修講師が他の団体の講師にも選任されていることで、当該団体の研修実施に影響を及ぼすおそれがある場合には、「研修を適切に行うのに十分である」とは認められない。

(注) 施行規則第11条の12三に規定する「研修の実施に関する計画が適切なものであること」の要件の一つに、「研修の講師が、研修を適切に行うのに十分であること」（法令解釈通達第86条の9第1項関係の8）としている。

2 ただし、小売酒販連合会とその区域内の単位組合など、重複選任する団体同士が緊密な関係にある場合には、重複選任することについて問題ないものと取り扱って差し支えない。

問 47 研修講師講習の講師になるための要件はあるか。

(答) 研修講師講習の講師は、庁実施研修又はコア講師講習を受講した者でないと、なることができない。

(受講手数料)

問 48 受講手数料について、構成員と構成員以外とで金額に差を設けてもよいか。

(答) 団体が有する会館等を研修会場とするため、会場使用料相当額について構成員とそれ以外の者との差を設ける場合等、相当の理由があれば認められる。

問 49 受講手数料について、免許区分により金額に差を設けてもよいか。

(答) 免許区分により研修の内容や費用が異なることは合理的な理由がないことから、受講手数料に差を設けることは適当でない。

問 50 公益法人等又は人格なき社団等が研修実施団体となる場合において、当該団体が受け取る受講手数料は、法人税の課税対象となるか。

(答)

- 1 公益法人等又は人格なき社団等については、収益事業を営む場合に限り、その収益事業から生じた所得等に対して法人税が課税されることとなる。
- 2 公益法人等又は人格なき社団等が研修実施団体となる場合において、その実施する研修は、通常、法人税法施行令第5条に規定する34の事業のいずれにも該当しないことから、収益事業には該当しない。
- 3 したがって、通常、設問にあるような研修実施団体が受け取る研修に係る受講手数料が法人税の課税対象となることはない。

(注) 小売酒販組合等の酒類業組合は、「公益法人等」に含まれる。

問 51 研修を共催する場合における受講手数料収入及び費用の会計処理について、特段の定めはあるか。

(答) 研修を共催する場合の受講手数料収入及び費用の会計処理について特段の定めはないが、トラブルを未然に防止するため、共催団体同士で事前に協議し、具体的な取り決めをしておく必要がある。

なお、取り決めをするに当たっては、適正かつ合理的な方法でなければならない。

問 52 受講者数が計画と大幅に異なる等の理由により、利益又は損失が発生した場合には、年度の途中であっても受講手数料を変更してよいか。

(答)

- 1 受講者数の大幅な変動等により受講手数料が適当ではない（実費相当額からかい離する）と認められるため、受講手数料を変更する必要がある場合には、変更後の算定根拠が合理的なものであれば、年度の途中であっても受講手数料を変更して差し支えない。
- 2 この場合、「酒類販売管理研修実施団体異動報告書」（事務運営指針の別紙 17）に、変更後の算定根拠が分かる資料を添付し提出する。

問 53 研修実施団体が開催する研修に係る受講料は、消費税法上の「国等の手数料等」に該当し、非課税とならないのか。

(答) 研修における受講料を対価とする役務の提供は、消費税法別表第一五に規定する役務の提供に該当し、消費税は非課税となる。（消費税法第 6 条、消費税法別表第一五口、消費税法施行令第 12 条第 2 項ニイ(1)、消費税法基本通達 6-5-1(2)イ(注)1・2)

(研修受講証の発行)

問 54 酒類販売管理者以外の者が受講した場合にも研修受講証を発行するのか。

(答) 研修受講証は、研修を受講した全ての者に発行する必要がある。（施行規則第 11 条の 10 第 2 項）

問 55 複数の研修実施団体が共催で研修を行う場合、研修受講証は連名で発行するのか。

(答) 研修会を共催する場合は、受講申込書の受付は各研修実施団体ごとに行い、研修受講証の発行は、原則として当該申込みを受け付けた研修実施団体が単独で発行する必要がある。

(注) この他の手続（研修実施報告書、受講者名簿の税務署への提出等）についても、各研修実施団体ごとに行うことになる。

問 56 社内異動により担当する店舗が変更となった酒類販売管理者に対し、異動後の店舗を選任販売場として研修受講証を再発行すべきか。

(答) 研修受講証において証明する内容は、研修開催日現在におけるものであり、後日、その内容に変更があった場合において再発行する必要はない。

(注) 「標識」については、国税庁のホームページより印刷が可能であり、標識の記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、当該事項を訂正する必要がある。（法令解釈通達第 86 条の 9 第 9 項関係の 1）